

第10回岐阜家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成20年6月5日(木)午後1時30分から午後4時まで

2 開催場所

岐阜家庭裁判所大会議室

3 出席者(五十音順)

有富正剛委員,小川サチ子委員,小椋将司委員,片岡雅子委員,神谷妙子委員,
中村直文委員,武藤玲央奈委員,森川孝雄委員,矢島薫委員

(事務担当者)

堤裁判官,磯村次席家裁調査官,中島首席書記官,矢野訟廷管理官,横江主任
書記官,山田事務局長,浅野総務課長

4 議 事

(1) 新任委員の紹介(五十音順)

小椋将司委員,上山晶子委員,森川孝雄委員,矢島薫委員

(2) 委員長あいさつ

(3) 前回委員会における質問(岐阜県下の児童自立支援施設の概況)への回答

岐阜県下における児童自立支援施設は,岐阜県立わかあゆ学園1か所である。「わかあゆ学園」の定員は,男性30人,女性20人の合計50人であるが,寮の1つの閉鎖により,現在は男性18人,女性12人の合計30人の定員で運用されている。ここ数年間の平均在籍児童は20人を下回っており,4月1日現在の入所児童数は,男性10人,女性3人の合計13人で,学校別に見ると,高校生が1人,中学生が12人で,小学生はいない。

(4) ビデオ上映「成年後見～利用の仕方と後見人の仕事～」

(5) 裁判所からの説明

ア 任意後見制度について

任意後見制度とは,自分に十分な判断能力があるうちに,将来,自分の判

断能力が不十分でなくなった時に備え、予め自分が選んだ任意後見人に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する代理権を与える契約を公正証書によって結んでおく制度である。その後、実際に本人の判断能力が低下したときに、本人や配偶者、任意後見を任された方などが家庭裁判所へ申し立てることによって、家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、その段階で任意後見契約の効力が生じる制度である。ただし、家庭裁判所に申し立てられる成年後見の殆どは法定後見であり、今のところ、任意後見制度はあまり利用されていない。

イ 法定後見制度について

法定後見制度において選任される後見人に対しては制限のない全面的な代理権、取消権が与えられ、保佐人に対しては、借金、訴訟、相続といった重要な財産行為に関する同意権と取消権が与えられ、申立てがあればこれらの代理権が与えられることがある。また、補助人に対しては、申立ての範囲内で、同意権、取消権、代理権が与えられる。

ウ 成年後見制度の申立てについて

成年後見制度は、やはり預貯金を解約しようとして銀行で断られたことをきっかけとして申し立てられることが多いようである。そのほかにも、保険金を受領するときや、本人名義の家を建て替えたり、売却したりする場合のほか、最近では株券の電子化がきっかけとなって申し立てられる場合もある。

成年後見の申立てがあると家庭裁判所調査官などが事情を聴くことになるが、当庁では参与員と一緒に事情を聴いており、より健全で条理にかなった判断が行われるよう配慮している。また、本人の判断能力について鑑定を行う場合もあるが、それには費用と時間もかかるので、現在では申立ての際に提出する診断書の様式の内容を改訂し、裁判所が本人の状態を把握しやすくすることで、できるだけ鑑定を省略できるように配慮している。

エ 後見監督について

裁判所が後見人を監督していくために、後見の開始後に一定期間が経過した段階で、後見人から後見事務の報告書を提出してもらい、その内容を点検することになる。この報告書に基づいて、後見人が不適正な財産管理をしていないかどうか、正確に本人の財産を管理しているかどうかをチェックし、疑問がある場合には家裁調査官などが後見人に直接事情聴取をしたり、必要に応じて後見事務を指導することになる。なお、当庁では後見監督についても、参与員が報告書を点検した上で意見を述べてもらうこととし、後見監督事務が効率的に行われる仕組みとしている。

(6) 意見交換

テーマ「高齢化社会における家庭裁判所の役割」

委員から出された意見等は別紙のとおり

(7) 次回の意見交換のテーマについて

「少年事件における教育的働きかけ」

(8) 次回期日

平成 2 0 年 1 1 月 2 1 日 (金) 午後 1 時 3 0 分

(9) 本日の議事概要について

委員会終了後、報道機関に公表し、裁判所のホームページに掲載する。

(別紙)

岐阜家庭裁判所委員会委員から出された意見等

A委員 成年後見の手續に参与員が関与しているということだが、いつごろから、どのような経緯で参与員を関与させることとしたのか。

事務担当者 岐阜家裁本庁では、後見等監督処分事件については本年3月から、また、後見等開始事件については本年4月から参与員に関与していただいている。参与員による手續関与は、全国的には既に多くの庁で取り入れられていることから、岐阜家裁においても参与員の意見を成年後見制度に反映させることとしたものである。

B委員 成年後見制度への関与には、相当に専門的な知識が必要となるため、当庁で成年後見制度に関わっている参与員は現在のところ10人程度と多くないのが実情であるが、勉強会等を通じて関与していただく参与員の拡充を図りたい。

A委員 専門的な知識が必要となるために、制度に関与している参与員は少ないということであるが、何らかの資格がある参与員に限定しているからなのか、あるいは資格がなくても成年後見制度について精通している有識者であれば手續に関与させているのか。

B委員 新しい分野であるので、誰にでもできるというものではないが、現在は、司法書士、元裁判所職員、社会保険労務士のほか、不動産管理業の経営者の方などをお願いしている。

C委員 後見人の多くは弁護士がなるのだと思っていた。先ほどのビデオで、家族や色々な職業の人が後見人になっていることが分かったが、岐阜県ではどのような人が後見人になっているのか。

事務担当者 法定後見における後見人は、その殆どが親族であり、親族でない第三者が後見人となる場合には、弁護士、司法書士、社会福祉士や税理士を後見人に選任することとなるが、その割合は大きくない。ただし、親族である申立人が自

らを後見人に選任するよう求めているも、本人の財産を使い込む危険性がある場合や、親族同士の仲が悪くて納得が得られないケースでは、裁判所が第三者後見人を選任することもある。

B委員 それでは裁判所から、成年後見制度の利用状況等について御説明させていただきたい。

事務担当者 法定後見は、平成13年の全国における申立件数は後見、保佐、補助を含めて12,151件であったが、平成19年には29,341件となり、制度が始まった翌年に比べ約2.4倍の申立件数となっている。また、平成18年の件数が多くなっているのは、施設に入所している方々から集団で申立てがあった影響によるものと思われる。

これらを岐阜県について見ると、後見、保佐、補助の申立件数は、平成13年には180件であったが、平成19年には423件に上り、全国動向と同様に約2.4倍となっている。平成18年には当庁でも施設入所されている方々からの100件ほどの集団申立てがあった。

後見等監督事件については、平成13年の件数は全国で7,096件だったが、平成19年には53,070件となり、こちらの方は、制度当初に比べて約7.4倍となっている。これを岐阜県について見ると、平成13年にはわずか56件しかなかったのが、平成19年には約500件以上となり、ほぼ4.8倍の伸びを示している。

次に、任意後見について見ると、任意後見の場合には、平成12年には全国で26件しかなかったのが、19年には460件になっている。これまでの合計は1,665件に留まっている。岐阜県の場合は、平成14年に3件の申立てがあり、平成19年に5件の申立てがあった。

A委員 税理士を第三者後見人に選任するのは、具体的にはどのようなケースか。

B委員 税理士会からは税理士を選任するよう申入れを受けているが、実際に選任するケースはかなり少ないことから、選任理由に傾向がうかがわれるほどの実績

はない。

D委員 後見，保佐，補助の区別は，医者の判断によって決まることになるのか。

また，後見人選任の申立てから後見人が決まるまで，どのくらい時間がかかるのか。

E委員 後見，保佐，補助の区別は，民法の定める要件を充たすかどうかという法的な判断であるため，事件本人にとってどの程度の援助が必要かが記載された医師の診断書を参考に，裁判所が決めることになる。また，申立てから審判までの期間は，一部には問題があって判断に時間を要する事件もあるが，通常の事件であれば1か月程度で後見人を選任しているのが実情である。裁判所としても，事件本人のために少しでも早く後見人の選任が求められていることは理解しており，低廉な費用で，さらに迅速に後見人が選任できるよう努力していきたい。

B委員 弁護士会でも高齢者の財産管理支援に関するセンターを設けていると聴いているが，その実情をお伺いしたい。

A委員 岐阜県弁護士会では，高齢者・障害者の権利擁護センターを設けて，高齢者・障害者のために法律相談に応じている。電話による相談のほか，月1回の専門相談では通常の5，250円の料金で通常よりも10分長い40分間の相談に応じている。また，病気で外出できない方のために担当弁護士が病院や自宅に向き，出張費用を追加して相談を受けている。こうした相談業務のほかに，日本弁護士連合会の呼びかけで遺言の日を設け，法律相談や遺言関係の市民講座を行っており，岐阜では今年は11月15日の「イイイゴン」の日に実施する予定である。また，裁判所からの後見人等弁護士推薦依頼や一般市民からの斡旋依頼に応えるため，支援弁護士名簿を作成して斡旋している。支援弁護士として掲載されるのは，弁護士登録3年以上の者又は法曹経験3年以上かつ弁護士経験1年以上の者で，後見財産を扱う上での事故に備えて1請求当たり5，000万円以上の弁護士賠償責任保険に加入していることを条件としている。その他にも，必

要に応じて県の高齢福祉課の依頼を受けて講師派遣に応じている。今後は、判断能力の低い高齢者を狙った悪質商法被害を防止するための講演を行ったり、岐阜県が構成する高齢者虐待対策チームに弁護士会が参加して、行政と連携して高齢者虐待に対応していく予定である。弁護士会としては、相談件数が増えていない実情を踏まえ、より詳しいパンフレットを用意するなど、広報活動に取り組んで、相談業務の認知度が高まるよう務めていくつもりであるが、参加委員にも、弁護士会がこうした事業に携わっていることを市民の方々に広めていただければ幸いである。この相談業務は、裁判所東側にある弁護士会の事務局で受け付けている。

C 委員 高齢者虐待の事例として、母の介護に疲れた娘が母を虐待していたケースでは、母を特別養護老人ホームに保護したことから、娘も介護から解放され、双方にとって良い結果に結びついたというものがある。しかし、介護者が要介護高齢者を虐待するケースばかりではない。働いていない孫が祖父の年金をせびって遊んでいた事例では、祖母が近所から借金をして孫に小遣いを与えていたが、孫がもっと借りてこいと祖母に暴力を振るうので、祖父母を養護老人ホームに入れて避難させたケースもあった。

B 委員 家庭裁判所に持ち込まれる事件には、そうした事情を背景とするものがあるかもしれない。警察にも、そうした相談が持ち込まれるのではないか。

F 委員 子や孫が暴れて親らを殴るケースに対応したことがあるが、仕事をしない子どもが親の金をせびるのは、それほど珍しいことではない。いくら家庭内のことであっても、明らかな暴行傷害の事実があれば逮捕することになる。しかし、家庭内の問題となると、孫子のことなので事件にしたくないというのが家族の心情であって、家庭の中には入り込みにくいので、関係機関との連携や周囲の協力が重要となる。

B 委員 警察、行政、裁判所や弁護士会が連携して対処していく必要があるということだと思う。それでは、次に裁判所が受け止めている熟年離婚の実情について裁判所から御紹介したい。

事務担当者 熟年離婚の実情や雑感をお話ししたい。随分以前に「成田離婚」という言葉が評判になったが、平成17年に35年間連れ添った夫婦の離婚をテーマとしたTVドラマ「熟年離婚」が放映されて、熟年離婚という言葉が定着した。「熟年」という言葉は昔からあったわけではなく、昭和53年に作家の邦光史郎氏が最初に使ったと言われており、人生経験を積んで円熟した年頃、老年の前ということで、50歳前後の中高年を指している。一方、「熟年離婚」という言葉は、50歳前後の人たちの離婚を指しているのではなく、結婚して20年以上が経過した夫婦の離婚を指して使われることが多い。

厚生労働省の離婚統計では、同居期間が20年以上の離婚件数は、昭和50年の5.9倍に増加している。その要因の一部には、長寿化のために結婚して20年以上の夫婦の数が増えていることがあろう。また、平成15年頃から離婚件数が減少しているが、これは、晩婚化や非婚化で婚姻件数が減少していることが要因である。ここ数年、離婚件数が減少しているのは、熟年離婚を考えている妻が年金分割制度の開始を待って離婚を控えているからだとの声もあったが、統計数値からは明らかでない。

熟年離婚の当事者の多くは、夫は外で働き、妻は専業主婦として夫を支えて家を守るという役割を担ってきたものが多い。定年退職を迎える夫の多くは、長年の夫婦の絆を信じ、これからの安楽な余生を思い描いている。他方、妻は長年の夫婦のしがらみにこれからも耐えるかどうか思案している。自分一人で生きていくには、まとまったお金が必要だが、年金分割制度だけでは暮らしていけない。今の経済状況からして財産分与としての退職金も期待するほどの額は出ない可能性が高い。また、長年専業主婦であった人が、定職を探すのは難しい。もちろん、経済的な厳しさを乗り越えて幸せな老後を過ごしている人も沢山いるだろうが、このような状況の中で、熟年離婚をするのは相当の厳しい覚悟が必要となるようである。

B委員 それでは、引き続き調停事件の統計数値に表れる高齢者離婚の実情について

て、裁判所から御説明させていただきたい。

事務担当者 岐阜家庭裁判所管内における夫婦関係調整調停事件について見ると、平成11年度には770件であった申立件数が、平成19年度は910件と約18%増加している。この間の経過を見ると、平成18年度には942件の申立があったものの、平成14年度以降はほぼ900件前後で横ばいに推移している。この内の殆どは離婚調停であり、円満調整は約5%程度に過ぎない。

次に、夫婦関係調整調停事件の既済事件のうち、当事者が50歳以上である割合を平成17年度から19年度までの間について見ると、夫については、平成17年度に151件だったのが、平成19年度には250件と65.6%増加しており、これに伴って既済事件全体に占める割合も17.0%から27.7%へと10.7ポイント増えている。また、妻については、平成17年度に111件だったのが、平成19年度には184件と65.8%増加しており、これに伴って既済事件全体に占める割合も12.5%から20.4%へと7.9ポイント増加している。このように、夫、妻のいずれについても、夫婦関係調整調停事件に占める50歳以上の当事者の割合には増加傾向が伺える。

最後に、夫婦関係調整調停事件の終局結果の割合を平成17年度から19年度までについて見ると、概ね成立が約50%、不成立が約20%、取下が約20%で推移しており、大きな変動は見られない。

B委員 G委員は、少年友の会での活動を通じて、離婚が子どもに及ぼす影響について、どのように捉えていらっしゃるのか。

G委員 親の離婚が子どもに強い影響を与えているのは事実である。他方、熟年離婚では妻が夫に従うのは当然という夫の思いに対し、妻には積年の恨みがある。例え、別れても人生は楽にならないと分かっている冷静な妻であっても、もう夫との生活を終わりにしたいという気持ちが勝ることもある。成人した子どもの場合、心中は複雑であっても親の離婚を理解しているケースも少なくないだろうが、未成年の子どもが辛い思いをするのは事実である。

H委員 クラスの名簿を見ると、片親の家庭が随分と増えているように感じる。これまで自分が直接目にすることはなかったが、女性が働きやすい社会環境になり、生活保護を貰えるものの、家庭は決して裕福ではなく、安定した生活が維持できずに、家庭が乱れて児童虐待に結びつくという話も耳にする。

I委員 母が外国人である母子家庭の子どもを多く診ることから、日本人の男性には思いやりがないのだなと感じる。また、高齢者が離婚のために誰かを殺してしまうというような事件報道を見ていると、世知辛い世の中になったという印象を受ける。

G委員 高齢者だけでなく、体の調子が悪い人や身体の不自由な方が裁判所に訪れる機会が今後は増えてくると思われるが、岐阜家庭裁判所本庁では、調停受付までエレベータで行くことが難しかったり、車椅子で入るトイレも近くにないような状況なので、裁判所には施設整備の充実をお願いしたい。

B委員 御指摘いただいた問題は、裁判所としても重く受け止めている。身体障害者や高齢者の方々に配慮した施設環境の改善に向けて一層務めていくつもりである。

以 上